

道内自治体との連携による再エネ電力導入事業 仕様書

本仕様書は、札幌市（以下「本市」という。）が「道内自治体との連携による再エネ電力導入事業」の事業予定者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

1 事業名

道内自治体との連携による再エネ電力導入事業

2 事業の背景・目的

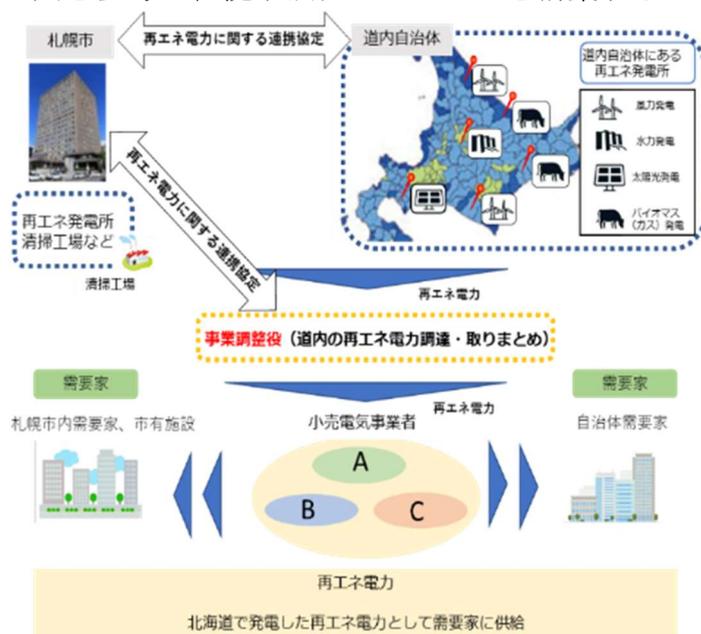
本市では、令和2年2月、2050年に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言した。また、令和3年3月に公表した「札幌市気候変動対策行動計画」において、2030年の目標として電力消費量に占める再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）電力の割合を市民・事業者編で50%、市役所編で80%とする高い目標を掲げている。

しかしながら、都市の規模が大きい本市では必要とする再エネ需要量の全てを市内で発電される再エネ電力で賄うことが困難なことから、道内他地域で発電される再エネ電力の利用も進めていく必要がある。

そこで、道内の豊富な再エネで発電された電力を本市で活用するための仕組みを構築し、道内自治体内で利用されない余剰電力分を市内需要家等へ供給するとともに、道内自治体にも地域貢献できるものにする。また、清掃工場などの市有施設で発電される再エネ電力についても市内で活用できるような仕組みを検討する。

3 事業内容

(1) 横浜市などで実施している他地域と連携した再エネ電力活用事業や下図のイメージ図を参考に札幌市独自のスキームを構築すること。



(2) 事業予定者（以下「事業調整役」という。）の役割

ア 事業を行うための基礎となる仕組み（プラットフォーム）の構築

以下(ア)～(キ)を満たす安価な価格で再エネ電力を需要家に供給できるプラットフォームを構築すること。

(ア) 道内自治体にある再エネ発電所の電力を当該発電所の立地自治体(以下「連携先自治体」という。)、本市の需要家及び市有施設へ供給すること。

(イ) 事業調整役は再エネ電力の調達・確保や利害関係者との調整などを行い、プラットフォームの運用に努めること。

(ウ) 小売電気事業者の選定については本市、連携先自治体及び需要家の意向を踏まえ、需要家が複数の小売電気事業者から選べるよう努めること。また、参加を希望する小売電気事業者については、本事業の目的を十分に理解させた上で、原則参加を認めること。

(エ) 事業調整役は小売電気事業者に適正かつ公平な卸価格を提示し、需要家へ供給する再エネ電力の価格に競争性を働かせること。

(オ) 連携先自治体への地域貢献に資する取組を行うこと。

(カ) 本市の清掃工場など市有施設で発電された余剰電力を調達し、主に本市の市有施設へ供給すること。ただし、余剰電力の調達価格や市有施設への供給価格は「4 事業の条件」を満たすこと。

(キ) その他、再エネ電力の販売などの詳細については、本市と十分に協議を行った上で進めていくこと。

イ 再エネ発電事業者の発掘及び需要家の確保

事業実施へ向けて、道内自治体における再エネ発電事業者を発掘するとともに、需要家の確保に努めること。なお、関係者との協議や手続きなどの際には、資料・議事録の作成などを行うこと。

ウ 事業スケジュールの作成

令和5年度内の事業開始に向けたスケジュールを作成すること。

エ 打合せ

事業の進捗状況の情報共有を図るため、本市と適宜打合せを実施すること。

(3) 本市の役割

ア 連携協定

連携先自治体と連携協定の締結を行う。

イ 広報活動

市内の電力需要家へ本事業による再エネ電力の利用を促す広報活動を実施する。

ウ 利害関係者との協議・支援

事業調整役が行う利害関係者との協議・連携に対する支援を行う。

エ 清掃工場等の余剰電力の提供

清掃工場等の余剰電力を事業調整役に売電し、本事業で有効活用できるよう努める。

オ 市有施設での活用

本事業による再エネ電力を、本市の市有施設で活用するよう努める。

4 事業の条件

(1) 再エネ電力の供給価格について

本事業は価格の透明性を保ち、需要家に対して安価な価格で再エネ電力を調達できるよう努めなければならない。

(2) 価格の開示

再エネ電力の価格の透明性を確保するため、小売電気事業者へ供給する再エネ電力の卸価格を開示すること。

(3) 調達する再エネ電力の産地証明について

本事業で調達する再エネ電力は道内の再エネ発電所で発電されるものであり、その発電所から発電された電源であることを確実に証明すること。

(4) 需要家が求める再エネ電力メニューの構築について

需要家が求める再エネ電力メニューを構築し需要家へ提示すること。

(5) 本市の清掃工場の余剰電力について

ア 売電価格

過去の売電価格や市場の現況、過去の売電実績などを勘案し、適正な価格として双方が合意しない限り、契約は行わない。

イ 売電量

2021年度の実績は以下のとおりである。

(ア) 白石清掃工場 64,379,184kWh

(イ) 発寒清掃工場 14,100,042kWh

(ウ) 駒岡清掃工場 8,603,133kWh

※駒岡清掃工場は令和6年度に更新予定であり、更新後の売電量は約60,000,000kWhを想定

ウ 供給開始時期

本事業への供給開始時期は、令和6年10月を目標としているが、本市の内部調整が整わない場合、開始時期を遅らせることがある。

(6) 市有施設での活用について

ア 市有施設への再エネ電力供給

本事業からの再エネ電力の供給に関し、本市の内部で調整を行い、合意が得られた場合に限り、段階的に切り替えていくこととする。

イ 買電価格

北海道電力株式会社の定める電力契約標準約款の電気料金単価よりも安価であることを想定しているが、市場の現況を勘案したうえで適正な価格と判断した場合に限り、契約を行うこととする。

ウ 市有施設の電力需要量

市有施設の電力需要量は約5.8億kWhである。ただし、市有施設の全ての電力を本事業で賄うということではない。

(7) 事業の開始時期について

令和5年度中の開始を目指しているが、具体的な時期は本市と協議のうえ決定し、実施するものとする。

5 提出物

- (1) 年間事業計画書 3部
- (2) 事業実施報告書 3部
- (3) その他本市が必要とする書類（電力契約に伴う書類など）

6 協定締結期限

協定締結の日から令和9年3月31日（水）までとする。ただし、本市と協議のうえ双方合意により、本協定有効期限を短縮又は延長することができる。

7 その他の留意事項

(1) 事業の実施について

本事業を進めるに当たって、事業調整役は必ず本市との協議を経てから実施するものとし、本市の承諾を得ずに実施した事項については、自ら責任を負い、その経費も負担するものとする。

(2) 秘密保持

この事業に基づく取組において知り得た相手方の秘密について、この事業の協定締結期間及び協定締結期間終了後を問わず、この事業に基づく取組に関係しない第三者に開示、漏えいしてはならない。

(3) その他

本事業の実施にあたり疑義が生じた場合は速やかに両者において協議し、決定するものとする。